

日本で運転する 外国人ドライバーの 皆さんへ

近年、外国人ドライバーの死傷事故が増加しています。道路事情は国によってさまざま、日本では「左側通行で、道路が狭く感じる」「道路標識がわかりにくい」といった声が、多くの外国人から聞こえています。



事故やトラブルに
気をつけて
運転しましょう!

1 資格

日本の運転免許証がない方は、**「国際運転免許証」か「外国運転免許証+翻訳文」**が必要



国際運転免許証

1949年のジュネーブ条約
加盟国の国際運転免許証

または



+



外国運転免許証+翻訳文

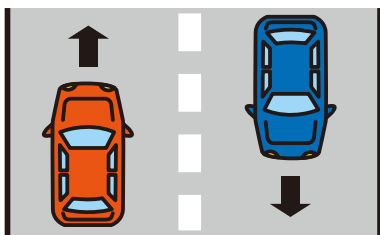
エストニア、スイス、ドイツ、フランス、
ベルギー、モナコ、台湾で発行された
運転免許証と当該運転免許証の日本語
による翻訳文

いずれも、日本に上陸してから1年以内で、運転免許の有効期限内に限り有効です

2 基本

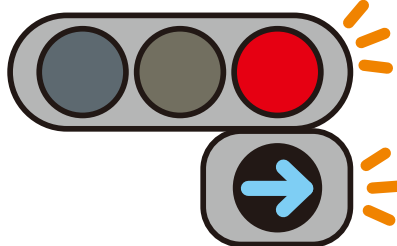
事故を起こさないための**基本の交通ルール**

自動車は左側通行



日本は世界でめずらしい
左側通行です

信号の赤色は「止まれ」



青色の矢印が表示されている場合は、
矢印の方向に進行できます

「一時停止」の標識



このマークを見たら、
一旦完全に停止しましょう



警察庁
National Police Agency

都道府県警察
Prefectural Police

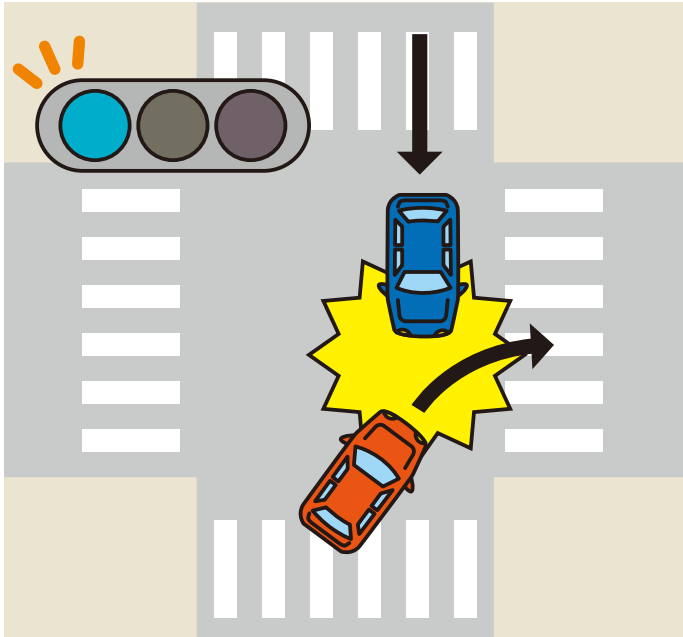


3

事例

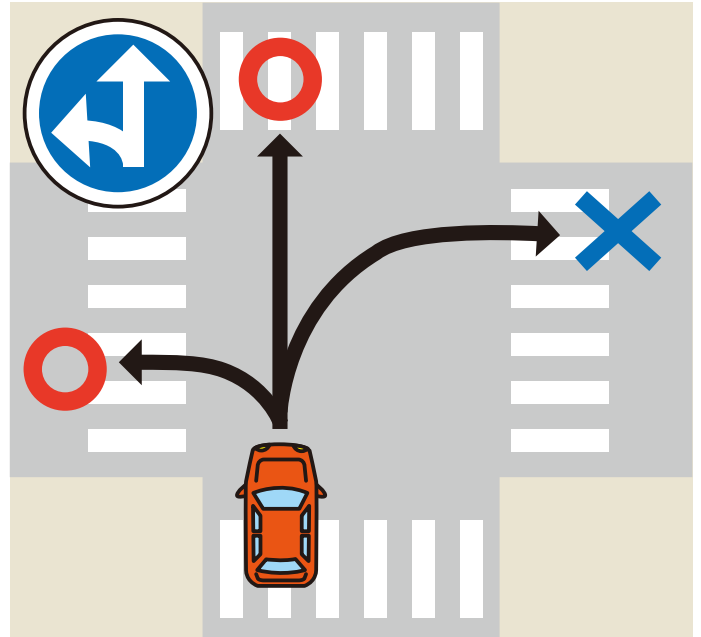
起こしやすい事故と違反の代表例

右折するときの事故



交差点で右折しようとする場合は、対向車に注意しましょう

指定方向以外への通行



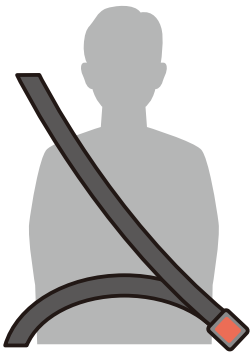
『指定方向外進行禁止』の標識がある場合は、矢印の方向のみ通行できます

4

禁止

あわせて知っておきたい交通ルール

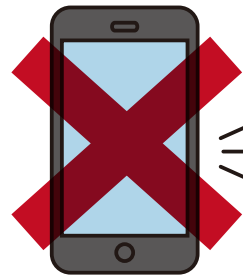
全ての座席でシートベルトを締めましょう



お酒を飲んだら運転はできません



運転中は携帯電話を使用できません



ヘッドホンを着用して運転はできません



速やかに通報を!

トラブルや事故が発生したときは、警察(110番)へ連絡しましょう。また、負傷者がいる場合は、救急車(119番)を呼びましょう。

110
警察

119
救急車



警察庁
National Police Agency

都道府県警察
Prefectural Police

